

京の木製品認証制度2024年度募集要項

制定日：2024年7月3日

京の木製品認証協議会

1 募集期間

2024年度の募集期間は、次のとおりとする。

後期：募集 2024年9月1日～11月30日

審査 2024年12月～2025年1月

2 募集内容

(1) 募集対象の木製品

募集対象の木製品は、京の木製品認証制度実施要綱第4に定める木製品とする。木製品の製作に当たっては以下の点に留意すること。

- ・ 木製品は商業生産できるものとし、設計やデザイン等のみの応募は受け付けない。
- ・ 商業生産は、審査に合格し登録するまでにできるようにすること。
- ・ 木製品が著作権、意匠権、特許権、実用新案権等を侵害しないこと。
- ・ 木製品の現物サンプルは応募時に提出する必要はないが、審査委員会からの求めに応じて提出できるようにすること。現物サンプルは認証木材で製作する必要はないが、強度や材色等、認証木材に代替可能な木材で製作すること。

認証木材：京都府が実施する「京都府産木材認証制度」において認証もしくは証明される木材、又は京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ杉木認証制度）」において認証される木材。

(2) 応募者

応募者は、募集対象の木製品の製作者等で、反社会的勢力に関係していない者とする。なお、応募者の居住地は、国内外を問わない。

3 応募方法

- (1) 応募は、応募者が、協議会ホームページ（kyoto-wood.jp）内の応募フォームに必要事項を入力することによって行う。
- (2) 応募時に現物サンプルの写真の他、応募対象の木製品の説明に必要な資料を提出すること。
- (3) 応募及び現物サンプルの提出に要する費用は、応募者が負担する。
- (4) 応募に係る問合せ窓口は、協議会事務局（京都木材協同組合事務所内）とする。
- (5) 審査において現物サンプルを確認した場合、審査終了後に返却する。

4 審査及び審査結果の通知

- (1) 認証候補製品の選定審査は、協議会内に設ける審査委員会が実施する。
- (2) 審査結果は、審査終了後速やかに、合格又は不合格のみを応募者にメールで通知するとともに、合格した製品の名称等をホームページに掲載する。審査結果の詳細は通知しない。審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5 登録

(1) 登録期限

2024年度の登録期限は次のとおりとする。

後期：2025年3月15日まで

(2) 登録内容等

- ・ 登録内容は、認証品の名称、製作者等、概要、広報用写真、認証番号とする。

6 認証品の公表

- (1) 登録された認証品は、京の木製品認証協議会のホームページに掲載して公表する。
- (2) 認証品の公表と併せて、募集結果の概要を公表する。